

平成 23 年度西大台利用調整地区の今後の運用について

1. 利用調整を行う期間

平成 23 年 4 月 22 日（金）から 11 月 30 日（水）まで

※県道大台ヶ原公園川上線（大台ヶ原ドライブウェイ）の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2. 認定関係事務の改善、変更

- ・インターネットによる事前予約の受付および予約状況に関する情報提供を、平成 23 年から開始する。
- ・子供料金の設定を行った。監督の下に立ち入る者が小学生以下であるときは、事務手数料を従来の 1,000 円から 500 円に引き下げた。（平成 23 年 1 月 14 日環境省告示第 3 号）

3. 事前レクチャー

逆峠（小処温泉方面から登る）から西大台利用調整地区へ入る場合に対応したレクチャーの実施について検討を行う。

4. 利用集中期（カレンダー参照）

昨年度の大台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

- 春期：平成 23 年 4 月 23 日（土）から 5 月 31 日（火）まで
 - 夏期：①平成 23 年 6 月 1 日（土）から 6 月 30 日（火）まで
②平成 23 年 8 月 6 日（土）から 8 月 16 日（火）まで
 - 秋期：平成 23 年 9 月 23 日（金・祝）から 11 月 3 日（木・祝）まで
- ※①平成 23 年 6 月 1 日（土）から 6 月 30 日（火）までを新たに設定する。

1 日あたりの立入り可能な人数の上限

- 利用集中期の土日祝日： 100 人
- 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日： 50 人
- 上記以外の平日： 30 人